

第4章

まちづくりの実現に向けて

第4章 まちづくりの実現に向けて

1. 協働によるまちづくり

(1) 今後のまちづくりの進め方

今後のまちづくりでは、都市計画マスタープランに掲げた方針について、都市計画制度に基づき実行していくことを基本とし、産業、環境、福祉、防災など他の分野における多様なまちづくり制度とも連携し、組み合わせながら実現していきます。計画の実現に向けては、具体的に次のような方策があります。

- ①土地利用や建築・開発行為などに対する規制・誘導手法を活用するもの
- ②行政主体で事業に取り組むもの
- ③市民、事業者、大学、行政などが協働で事業に取り組むもの

本市では、従来から取り組んでいる「①土地利用や建築・開発行為などに対する規制・誘導手法を活用するもの」「②行政主体で事業に取り組むもの」とともに、「③市民、事業者、大学、行政などが協働で事業に取り組むもの」についても各主体の自主的・自発的な取り組みを重視しながら進めます。

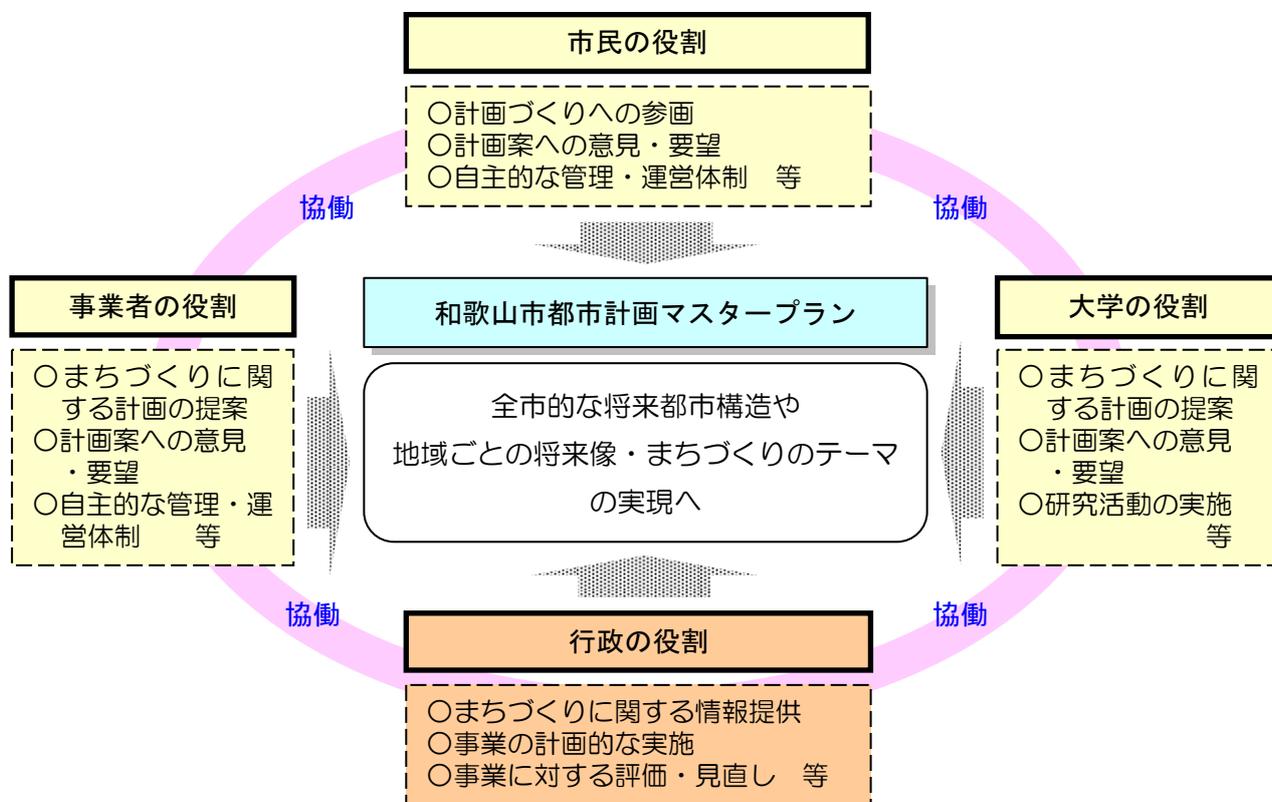
制度区分	主要な方策（例）
①規制・誘導手法を活用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域地区 用途地域、特別用途地区、防火・準防火地域、風致地区、生産緑地地区 等 ・その他の制度 立地適正化計画、地区計画、景観計画、建築協定、緑化協定、用途白地地域の建築形態規制、農業振興地域、保安林 等 ・市街化調整区域の開発基準
②行政主体で事業に取り組むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業、公園事業、下水道事業、土地区画整理事業 等
③市民、事業者、行政、大学などが協働で事業に取り組むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画提案制度の活用 ・環境美化活動、公園などの維持管理 ・エリアマネジメントの推進 ・新しい手法に対する大学等の研究支援、学生のまちづくり参画機会の増進 ・ボランティア、NPO活動等の支援 ・祭り・イベントの開催・運営 等

(2) 市民・事業者・大学・行政等の協働によるまちづくり

全市的な将来都市構造や地域ごとの将来像・まちづくりのテーマを実現していくためには、行政によるまちづくりの推進とともに、これらの将来に向けた目標を、まちづくりの主体となる市民、事業者（企業）、大学、行政などが共有し、適切な役割分担のもとに話し合い、協力して協働によるまちづくりを進めることが重要です。

本市では、住民との協働によるまちづくりワークショップを開催し、地域のまちづくり活動へ参加することにより、まちづくりの担い手育成や住民相互の理解、新しいコミュニティの形成を図っています。また、現在まちなかへの大学誘致を進めており、大学と地域等との関わりを促進する仕組みづくりに取り組めます。

これまでに本市が育んできた相互の連携・推進体制を発展させながら、互いの役割と責任を認識し、実現化に向けた取り組みを進めていきます。



協働によるまちづくりと役割分担

特に、「参加」から「協働」への動きを制度的に担保する仕組みとして、土地所有者などが一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の同意を得て、市や県に対して都市計画の決定や変更の提案ができる「都市計画提案制度」があります。

本市では、提案制度の活用促進に向け、土地所有者などの市民に対する啓発などを図るとともに、市民から提出された都市計画の提案については、都市計画マスタープランなどとの整合や市民の生活環境の向上など、公共性・公益性に資する内容であるかを検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行う方針です。

(3) 情報公開と市民参画の促進

市民同士あるいは市民と行政が共通の目標に向けて進めるために、広報誌やインターネット等を活用し、都市計画に関するデータや情報の公開、専門的・技術的支援、学習機会の提供などを積極的に行っていきます。

また、事業の立ち上げや計画づくりの段階では、パブリックコメントやアンケート調査、ワークショップ手法を取り入れながら、市民の意向・意見をいち早く把握して、市民ニーズや満足度の高い計画策定につなげます。

2. 効率的・効果的なまちづくりの推進

(1) 庁内推進体制の充実

まちづくりに関わる総合的な行政運営を行うために、庁内の関係課との連携をより一層進めていきます。まちづくりに関わる関連情報の共有や情報提供、計画・事業の調整、事業進捗の確認など定期的な連携の場として、必要に応じて庁内委員会の立ち上げ検討など、横断的で柔軟な体制を確立していきます。

(2) 広域的な連携と調整

広域交通網や施設の適正配置など、広域的な検討が必要な事業については、国や県、近隣自治体など事業に関わりの深い関係機関との連携を強化し、本市にとって効率的かつ効果的な事業手法や方向性を見出していきます。

(3) 総合計画と連携したバランスのとれたまちづくり

都市計画マスタープランは、上位計画である「第5次和歌山市長期総合計画(基本構想)」に即して定めており、将来都市像として掲げられた『きらり 輝く 元気和歌山市』の実現をめざしています。

このため、「第5次和歌山市長期総合計画」の基本計画(分野別目標)や実施計画と連携・補完しながら、全市的にバランスのとれたまちづくりを進めます。

(4) 計画的な進行管理の基本的な考え方

都市計画マスタープランの計画期間は長期に渡ることから、地域の部門別方針などの計画や事業を対象に、定期的に進行管理を行います。見直し期間は10年後とします。

また、本市を取り巻く広域的な社会情勢、本市の経済状況、人口変動、土地利用動向などが大きく変化した場合や、長期に渡って事業に具体的な進展がみられない場合は、事業を点検し、必要に応じて適切に見直していきます。

(5) 効果的な都市整備事業の推進

市の財政フレームを勘案し、各事業の実施に際しては、事業の必要性や緊急性、整備効果等に基づき事業評価を行います。

これにより、地域ごとの将来像・まちづくりのテーマの実現に向けて、短期的に事業完了をめざすものや中長期的に市民理解を得ながら時間をかけて取り組むべきものなど、事業の優先度を検討し、段階的な展開を図ります。